

松阪市勤労者総合福祉施設（ワークセンター松阪）
のあり方に関する答申書

令和4年3月

松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会

目 次

答申

1. 検討方針	1
2. 施設の今後のあり方について	2
2-1. 松阪市勤労者総合福祉施設の今後のあり方について	2
2-2. 市の委託事業について	2
2-3. ワークセンター松阪の運営管理について	3
松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会 委員名簿	4
松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会協議経過	5

令和4年3月7日

松阪市長竹上真人様

松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会
委員長 笠原 正嗣

松阪市勤労者総合福祉施設のあり方について（答申）

令和3年12月20日付21松商第000841号にて諮問のあった松阪市勤労者総合福祉施設における管理運営を含めた今後の施設のあり方について、当検討委員会において慎重に協議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 検討方針

松阪市勤労者総合福祉施設（ワークセンター松阪）は、勤労者総合福祉センター、労働会館、勤労青少年ホーム及びテニスコート、多目的グラウンドからなる勤労者体育施設を含めた複合施設です。同施設は、平成3年に供用を開始して以降（勤労者体育施設は平成5年より供用を開始）松阪市が維持管理を行い約30年が経過しました。その間、事業の大きな3つの柱である「貸館業務」「ワークセンター松阪事業」「勤労青少年ホーム事業」は供用開始当初から大きな変更なく継続して実施してきました。本委員会では、これらの業務及び事業の現状を把握するとともに、施設設置の目的である「勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上」「勤労青少年の健全な育成」に寄与しているかどうかについて検証しました。

このことに加え、労働環境や雇用形態の変化に伴う勤労者及び勤労青少年のニーズ、余暇活動の傾向などを踏まえ、施設の設置目的そのものについても検討しました。

施設の運営管理については、県内の類似施設の管理運営手法を参考に民間等の能力を活用しつつ、同施設が本来提供すべきサービスの内容、質等の改善と効率化に寄与できるかの点も踏まえ検討しました。

2. 施設の今後のあり方について

2-1. 松阪市勤労者総合福祉施設の今後のあり方について

松阪市勤労者総合福祉施設の経緯については、旧松阪市労働会館や三重県勤労青少年ホームは、別々に開館していましたが共に老朽化や利用上における課題があり、個々で建設するよりも、利用者の利便性を高めることを目的とした複合施設として、松阪市勤労者福祉センター、松阪市労働会館、松阪市勤労青少年ホームと松阪勤労者体育施設の4施設を併せて現在の地に建設されました。松阪市勤労者総合福祉施設は、コロナ禍以前には年間約10万人の方が利用し、子どもからお年寄りまで多くの方がさまざまな目的で施設を活用いただき、県下に類を見ない総合福祉施設として発展してきました。

一方で、本施設設置の経緯により施設ごとに利用資格が定められており、今後も、多くの方に引き続き施設を利用いただけるように現状にあった制度の見直しの必要性があると考えます。

加えて、労働環境や雇用形態の変化に伴う勤労者及び勤労青少年のニーズ、若者の余暇活動の傾向など勤労者を取り巻く大きな環境の変化に対して、施設を利用いただく方々に引き続き同様のサービスを提供できるようにワークセンター松阪は「働く人たちにとっての機能の広がりに対応できる施設」であるべきだと考えます。

施設の名称については、「松阪市勤労者総合福祉施設」が正式名称であるものの一般には浸透しておらず、加えて個々の施設についても設置や移設等の経緯から個々の施設名があります。そこで、これまで親しまれてきた「ワークセンター松阪」を正式名称とし、個々の施設についてもワークセンター松阪内に位置する施設として、わかりやすい名称に変更することが望ましいと考えます。

勤労青少年ホームについては、利用資格者である「市内に在住又は在勤の満35歳未満の勤労青少年」の利用者が減少し、この年代の勤労青少年のみで講座が開講できない状況が続いています。また、午後5時以降は貸館として利用できないため、施設が十分に活用されていない現状があります。昭和45年に勤労青少年ホームが三重県から松阪市へ移管され、平成3年に現在の地に新築移転され今に至りますが、同ホーム設立後約50年が経過する中で年少人口の大幅減少、若者の余暇活動や生活様式など勤労青少年を取り巻く環境は大きく変化し、「勤労青少年」という言葉自体が時代にそぐわないものになっています。このような背景を踏まえ、勤労青少年ホームは名称変更を行い、就労意識の変化や多様性に対応すべく同施設を就労支援や子育て世代に対する支援など、若者をはじめ働く人たちにとって有益な機能を持たせるものへと刷新することが望ましいと考えます。

2-2. 市の委託事業について

市の委託事業として「勤労青少年ホーム事業及びワークセンター松阪事業」並びに「ワークセンターフェスティバル事業運営委託」が松阪市勤労者サービスセンターに委託され、各種講座の開催やワークセンターフェスティバルの実施費用に充てられています。これらの各種講座は、勤労者同士の交流・仲間づくりに大きく寄与しており、受講生からも非常に好評であり、継続してほしいとの要望もあります。

しかしながら、勤労青少年のみで講座が開講できない状況がある他、若者を中心とした新たな受講者が少なく、受講者の高年齢化も懸念されます。加えて、市からの委託料は、主に講師謝礼として支出されていますが、開講講座数が多いこともあり、近隣同類施設の講座状況や公民館活動の状況と比べ市の補填割合が高くなっています。

このことを踏まえ、今後は、勤労者のニーズに合った魅力ある講座及び事業を展開していくとともに、若年層をはじめ幅広い年代を対象とした効果的なもの（就労支援なども含め）を提供すべきであり、事業費については、市税の投入を他市等の事例も踏まえより適切なものにするよう見直すべきであると考えます。事業実施にあたっては情報発信の仕方（Facebook、Instagram、Line等の活用）を工夫するよう求めます。

2-3. ワークセンター松阪の運営管理について

施設の管理運営方式には、従来の市直営の施設として必要に応じて業務を委託する方式と、包括的に指定管理者に委ねる方式の大きく二つがあります。県内における類似施設である「サン・ワーク津」及び「サンライフ伊勢」では指定管理方式を採用し、指定管理者として「一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター」「一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンター」がそれぞれ施設の運営を担っており、一定の成果が上がっています。

それに対しワークセンター松阪については、市直営の施設として同施設の供用開始以降、公益財団法人松阪市勤労者サービスセンターと市職員が一体となり適切な運営管理が行われていますが、指定管理者制度を導入することで、専門的な人員の配置ときめ細やかなサービスの提供を可能とし、今以上に民間等のノウハウが活用でき費用対効果を高めることが期待できるため、指定管理者制度を採用することが望ましいと考えます。

一方で、指定管理者制度の導入に際しては人件費等運営管理費の削減が主目的となる傾向があり、結果として市が当初想定したサービスが提供されない場合も懸念されることから、メリット、デメリットを十分に検討し指定管理者を選定することが望ましいと考えます。加えて、導入とあわせて収益性の見直し（営利又は営業を目的とした利用など）も検討することが望ましいと考えます。

また、指定管理者制度を導入したことにより、現在の運営状況の大きな変化が懸念されるため、制度導入を図りつつも現行の管理運営の方向性と基本理念は継承されることを望みます。

松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属	選出団体等
委員長	笠原 正嗣	皇學館大学 現代日本社会学部教授	学識経験者
副委員長	別府 孝文	三十三総研 調査部長、主席研究員	学識経験者
委員	鈴木 史彦	松阪多気地区労働者福祉協議会会長 (教職員組合松阪支部・支部長)	労働・雇用における 関係団体の代表者
	川口 正人	松阪商工会議所事務局長	商工団体の代表者
	西山 隆明	松阪公共職業安定所 総括職業指導 官	労働・雇用における 関係団体の代表者
	中田 順也	社会福祉法人 まつさか福祉会生活 介護事業所 向野園 管理者	施設利用者の代表 者
	松葉 恵実	講師代表	施設利用者の代表 者
	辻 充代	利用者代表	施設利用者の代表 者

松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会協議経過

第1回松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会

日 時：令和3年12月20日（月）14:00～16:00

場 所：ワークセンター松阪 勤労者総合福祉センター 2階 研修室

出席者：委員8名

協議事項：1. 委嘱状の交付

2. 委員及び事務局自己紹介

3. 松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会設置要綱について

4. 正副委員長の選任について

5. 諮問

6. 議題「松阪市勤労者総合福祉施設における管理運営を含めた今後の施設のあり方について」

1. 松阪市勤労者総合福祉施設の現状と課題について

2. 同様の施設における県内の状況について

3. 意見交換

第2回松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会

日 時：令和4年1月17日（月）14:00～16:00

場 所：ワークセンター松阪 勤労者総合福祉センター 2階 研修室

出席者：委員7名

協議事項：「松阪市勤労者総合福祉施設における管理運営を含めた今後の施設のあり方について」

1. 第1回検討委員会にて指摘のあった主な事項について

2. 委員会の意見・提案を踏まえたワークセンター松阪のあり方（案）について

第3回松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会

書面開催

協議事項：「松阪市勤労者総合福祉施設における管理運営を含めた今後の施設のあり方について」

・答申内容について

第4回松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会

日 時：令和4年2月16日（水）14:00～16:00

場 所：松阪市産業振興センター 2階 人材育成講座室

出席者：委員7名

協議事項：「松阪市勤労者総合福祉施設における管理運営を含めた今後の施設のあり方について」

・答申内容について